

監査の種類	令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査
指摘事項件名	補助金の交付事務誤りについて
指摘内容	<p>市は、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」（以下「市交付要綱」という。）を制定し、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）に対し、センターが行う3事業について、中小企業の従業員と事業主の福利厚生増進及び中小企業の振興を図ることを目的に、補助金を交付している。</p> <p>上記3事業の一つは、「八王子市中小企業退職金共済掛金補助事業」（以下「中退共補助事業」という。）とされており、これは、市内に主たる事業所を有する中小企業者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付した場合に、負担した中小企業者（以下「事業者」という。）に対し、当該掛金の一部を補助するものである。</p> <p>センターでは、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱」（以下「センター交付要綱」という。）において定める、交付対象者、交付対象期間等の要件に基づき、事業者に対して、共済掛金を負担した被共済者一人につき、月額300円の補助金（以下「センター補助金」という。）を交付している。市交付要綱では、このセンター補助金を補助対象経費としている。</p> <p>そこで、令和4年度（2022年度）にセンターが行った、センター補助金に係る交付事務について、交付決定に係る書類及び交付申請書等の関係書類を確認したところ、次のような交付額の誤りが判明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請書に被共済者として同一人物が重複記載されていることに気付かず、当該被共済者に対して二重に交付していた。 (2) センター交付要綱で定める要件を満たしていない被共済者に対して、交付対象外であることに気付かず、交付していた。 <p>このような交付額の誤りが発生した要因についてセンターに確認したところ、交付対象者リストのデータ入力時に、複数名での確認を実施していなかったためとのことであった。上記誤りの内容を受け、センターでは、中退共補助事業に対し市から交付された補助金に関して、センター補助金に係る申請関係書類を再確認し、不適切なものについては事業者へ返還を求め、併せて市への返還を行うとのことであった。</p> <p>補助金の交付事務は、所管課や団体が作成する交付要綱に基づいて確実に実行されるべきであり、そのためには、当該事務についての責務を認識し、実施するための体制を構築することが肝要である。</p> <p>については、所管課においては、センターに対し、センター交付要綱にのっとった適正な事務執行に向けたチェック機能の強化及び支払誤りを防ぐための仕組みづくりについて指導を徹底されたい。</p>

令和5年度（2023年度）実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	センターに対し、令和6年（2024年）1月9日付でチェック機能の強化、支払誤りを防ぐための仕組みづくりを行うよう指導した後、令和6年（2024年）3月12日付で提出された報告書により適正に対応していることを確認した。なお、誤支給については、令和6年（2024年）2月6日付でセンターより提出された報告書を確認し返還を請求、令和6年（2024年）2月28日に入金を確認済みである。
措置時期	令和6年（2024年）3月12日
所管部課	産業振興部 産業振興推進課